

さけ・ます釣りに 関する規制

さけ・ますは、漁業資源としての重要性から、釣りに関して様々な規制があります。

内水面

内水面でのさけ・ますの採捕は全面的に禁止されていますが、例外として次に掲げるものなどが認められています。

1. 増殖に関すること

各地区の「さけ・ます増殖事業協会」が行う、増殖に用いるさけ・ますの採捕。

2. 調査を目的としたもの

釣りに関するさけ・ますの調査として、「有効利用調査」があります。

「有効利用調査」とは、釣り資源や環境教育の場として河川内でのさけ・ますを活用する可能性を調査するものです。

釣り人の皆さんが、事前に事務局に申し込み、「採捕従事者」として登録されると、調査を実施している河川内でさけ・ますを釣ることができます。

令和元年度は、次の2河川で実施されましたが、令和2年度以降の実施についての詳細は未定となっておりますので、7月頃に各事務局に確認してください。

1) 忠類川 事務局：標津漁業協同組合「忠類川さけ・ます有効利用調査実行委員会事務局」
TEL 0153-82-2341 FAX 0153-82-2879

2) 浜益川 事務局：(一社)石狩観光協会浜益事務所「浜益川さけ有効利用調査実行委員会事務局」
TEL 0133-79-5700 FAX 0133-79-5701

注意!!

有効利用調査実施河川で採捕従事者となる以外には、河川内でさけ・ますを釣ることはできません。 ※

※ここでいう「ます」とは、北海道内水面漁業調整規則で採捕が禁止されている次の魚種です。
→さくらます・からぶとます・べにます・ぎんます・ますのすけ

Q. キャッチ&リリースは採捕になるの？

A. はい。キャッチ&リリースは採捕になります。

針をかけるなど「水産動植物を自らの支配下におく行為」は「採捕」に該当します。このため、リリースしたとしても、禁止魚種を「針にかけた」時点で違法行為となり、罰則の対象となることがあります。

海面

海面のさけ・ます釣りは、河口付近の規制や体長制限のほか、船釣りに制限が設けられている海域があります。次の海域で釣りをを行う場合は注意が必要です。

1. 河口付近の規制

海面漁業調整規則や海区漁業調整委員会指示により、さけ・ますの増殖を行う河川等の河口付近は、さけ・ます釣りが禁止されています。

詳しい箇所などでは、21ページ以降に掲載しておりますので参照してください。

2. さけ・ますの船釣り規制

渡島及び根室管内沖合海域では、さけやますの船釣りを制限している期間及び区域があります。

詳しくは、渡島及び根室海区漁業委員会事務局に確認してください。

3. 船釣りライセンス制海域

次の海域では「船釣りライセンス制」が行われています。

○秋さけ船釣りライセンス(網走海域:斜里)

この海域で9月上旬から下旬にかけて「さけの船釣り」をする場合は、ライセンス証(承認)を受けた船舶に乗船しなければなりません。

また、船釣りが禁止されている海域もありますので注意してください。

○さくらます船釣りライセンス

次の海域でさくらますの船釣りをする場合は、ライセンス証(承認)を受けた船舶に乗船しなければなりません。

海 域	規制時期
胆 振	12月～翌年3月
後 志	3月～5月
檜 山	1月～5月

遊漁船業者・プレジャーボート
(ゴムボートを含む)所有者の方は

サクラますを目的とした
船釣りをする場合、
船舶ごとにライセンスを取得

釣り人の方は

船舶でサクラますを目的とした
船釣りをする場合、
ライセンス取得船に乗船

船釣りライセンス制に関する詳細は、関係海区漁業調整委員会事務局へ確認してください。

《船釣りライセンス制実施の目的》

船釣りライセンス制とは、一定の期間や海域を定め、特定の魚種について承認(ライセンス)を受けた場合のみ遊漁を認めることです。

この船釣りライセンス制は、同じ海域を使用している漁業者と遊漁者との事故・トラブルの防止や、漁業者がつくり育てている資源の節度ある遊漁利用の実現を目的としています。

実施海域では釣獲尾数や釣獲時間などについて制限がありますので、遵守をお願いします。